

第45期定時株主総会招集ご通知 インターネット開示事項

1. 会社の現況
 - (1) 当事業年度の事業の状況
 - ①事業の経過および成果
 - ②次期の見通し
 - (2) 財産および損益の状況
 - (4) 対処すべき課題
 - (5) 主要な事業内容
 - (6) 主要な営業所等
 - (7) 従業員の状況
 - (8) 主要な借入先の状況
 - (9) その他会社の現況に関する重要な事項
2. 株式の状況
3. 新株予約権等の状況
5. 会計監査人の状況
6. 業務の適正を確保するための体制
7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
8. 貸借対照表
9. 損益計算書
10. 株主資本等変動計算書
11. 個別注記表
12. 会計監査人監査報告
13. 監査役会監査報告

(2020年7月1日から2021年6月30日まで)
株式会社三光マーケティングフーズ

本内容は、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sankofoods.com/>) に掲載しております。

(添付書類)

事業報告

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度（2020年7月1日～2021年6月30日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的として、2020年4月に政府による緊急事態宣言が発出されて以降、当事業年度にかけて経済活動が大きく抑制されました。また、政府および地方自治体は、感染症拡大に伴い同宣言およびまん延防止等重点措置を繰り返し発出するものの、感染者数は依然として拡大しており、引き続き景気動向は不透明な状況が見込まれます。

外食産業におきましても、コロナ禍において、店舗の臨時休業や営業時間の短縮、酒類の提供自粛等が求められており、来店客数が大幅に減少しております。とりわけ、都心・繁華街立地の総合型居酒屋は長期間にわたり休業せざるを得ない状況が続いており、厳しい経営環境が続いております。

当社は、社会的責任を果たすべく、お客様・従業員の安全を第一に考え、各自治体からの営業時間の短縮および酒類の提供自粛に係る要請に従うとともに、従業員に対して感染予防策の周知を行い、出勤前の検温・体調チェック、適切な手洗い、勤務時のマスク着用等を励行いたしました。また、アルコール消毒液による店内消毒、扉や窓の開放や換気設備による定期的な換気を行い、社会的距離（ソーシャルディスタンス）を確保した配席を行う等、3密を避けた運営に取り組んでまいりました。また、「新しい生活様式」に対応すべく既存店舗の厨房設備を活用したデリバリーサービスの拡大、ランチ時間帯の営業を強化する等、店舗の活用方法の幅を広げてまいりました。さらに当社ブランドである「焼肉万里」がプロデュースする焼肉弁当を百貨店の食料品売場において販売する等テイクアウトニーズに対応する取り組みを行いました。

このような状況の中、当社は、お客様の価値観や行動様式、ニーズが大きく変化する転換期であると認識し、大胆な変革を行う絶好の機会であると捉え、以下のとおりダイナミックな事業構造の転換に取り組ましました。

イ. かつて当社の強みであった首都圏駅前一等立地がいまや弱みになっていることから、一昨年来、大型・空中階および地下階の店舗を中心とする高固定費型店舗の大規模閉店を推し進めてまいりました。なお、閉店に伴い回収した差入保証金は、主として運転資金に充当いたしました。

ロ、テレワークの定着や外出自粛等の影響から、お客様の消費行動の中心は都市部一極集中から郊外に分散されつつあり、この傾向は今後も続くものと想定されます。「アカマル屋」「焼肉万里」は、郊外に位置する中小型店舗であり、コロナ禍においても、お客様から一定の支持をいただいております。とりわけ「アカマル屋」は、低投資かつ高効率モデルのブランドであり、引き続きブランドの磨き上げを行い、慎重に商圏および立地条件を見極めたうえで出店してまいります。

ハ、大きな固定投資を伴わない官公庁や温浴施設等を中心とする飲食施設の運営受託事業を拡大するとともに、弁当等の中食事業や自社運営サイト「ひとま」(<https://hitoma-tuhan.com/> 旧名称：通販SHOP金の蔵)他EC通販事業等の拡大に努めてまいりました。上記の取り組みの結果、当事業年度末における直営実店舗50店舗のうち運営受託店舗は21店舗まで拡大し、およそ4割を占める割合となりました。

また、当社は、「東京チカラめし」について、2021年4月に香港の飲食企業である千源集團有限公司(本社：香港九龍尖沙咀赫德道8號15樓 代表：黃治偉)と香港における「東京チカラめし」の出店に関するライセンス契約を締結し、同年6月に1号店を出店いたしました。香港1号店は現地において連日行列ができる店舗となっており、予定を大幅に繰り上げ、2021年9月下旬に香港2号店を出店することとなりました。

当事業年度における出退店につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響の変化を個店ごとに慎重に見極め、店舗収益の回復に相当程度時間を要すると判断した店舗を中心に、直営店舗36店舗および運営受託店舗3店舗の閉店を実施いたしました。また、フランチャイズ店2店舗が閉店いたしました。既存業態の新規出店については、キャッシュ・フローを最重要視し、当初計画していた出店を一時見送ることいたしました。他方で、大きな投資を必要としない運営受託事業については、11店舗を新たに受託いたしました。新規業態については、水産事業プロジェクトの取り組みによる3店舗(業態変更2店舗を含む)を出店いたしました。これにより当事業年度末における店舗数は、直営店29店舗、運営受託店21店舗、フランチャイズ店4店舗となりました。

資金面については、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が長期化するリスクに備えて、2020年7月に政府が実施するコロナ対応緊急対策融資により2億円を調達いたしました。また、2021年5月に新株(2021年6月14日3億円払込完了)および第4回新株予約権の発行決議を行い創業者等に割り当て、運転資金、新規出店資金、新規事業資金および事業提携・M&A資金に充当してまいります。

以上により、売上高は21億2百万円(前期比71.6%減)、営業損失は17億47百万円(前期は営業損失20億9百万円)、経常損失は14億26百万円(前期は経常損失19億98百万円)、当期純損失は18億17百万円(前期は当期純損失27億13百万円)となりました。

業態別の売上状況は次のとおりであります。

| 区 分 | 第 44 期 (2020年 6 月期) | | 第45期(当事業年度) (2021年 6 月期) | | 前事業年度比 | |
|-----------|------------------------|------|-----------------------------|------|--------|-------|
| | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 増減率 |
| | 百万円 | % | 百万円 | % | 百万円 | % |
| ア カ マ ル 屋 | 768 | 10.4 | 392 | 18.7 | △375 | △48.8 |
| 焼 肉 万 里 | 277 | 3.8 | 242 | 11.6 | △34 | △12.5 |
| 金 の 蔵 | 4,204 | 56.9 | 671 | 31.9 | △3,533 | △84.0 |
| 運 営 受 託 | 133 | 1.8 | 295 | 14.0 | 162 | 121.6 |
| そ の 他 業 態 | 2,005 | 27.1 | 500 | 23.8 | △1,505 | △75.1 |

② 次期の見通し

外食産業において、新型コロナウイルス感染症拡大による業績への影響は大きく、収束時期の見極めが非常に困難である中、顧客の消費行動や価値観、競合他社の動向等当社を取り巻く環境は急激に変化しております。

このような状況を踏まえ、当社は「Withコロナ時代」においても業容を拡大し、収益を確保できる事業ポートフォリオを構築するため、以下のとおり事業構造の変革を進めてまいります。

イ. 低投資型郊外中小型店舗の出店

コロナ禍によって、テレワークの定着や外出自粛等の影響から、お客様の外食機会における消費行動は都市部一極集中から郊外に分散されつつあり、この傾向は今後も続くものと想定しております。

当社は、一昨年来、都市部・繁華街に立地する大型・空中階および地下階店舗の大規模閉店を進めており、これが概ね一巡いたしました。こうした一連の閉店と同時に、住宅地を背景にもつ郊外型店舗である大衆酒場「アカマル屋」、「焼肉万里」の業態確立と出店を進めておりました。これらの業態は、既存の大型店舗に比して低投資かつ高効率の業態であるうえ、立地特性上、コロナ禍においてもお客様から一定以上の支持をいただいておりますことから、次期以降について、これらの出店・拡大に取り組んでまいります。

ロ. ノンアセット型ビジネスモデルの拡大

一昨年来継続的に取り組んでいる、大きな固定投資を伴わない官公庁や温浴施設等を中心とする飲食施設の運営受託事業について順調に店舗数を伸ばしており、結果として、当事業年度末における直営実店舗数のおよそ4割がノンアセット型ビジネスモデルである運営受託店舗となり、事業ポートフォリオの再構築が進行しております。

また、「東京チカラめし」は、香港の現地企業とライセンス契約を締結したのち、出店した香港1号店が、現地において連日行列ができる店舗となっており、今後、海外においてライセンスによる展開・拡大を目指してまいります。国内においては株式会社バーチャルレストランと「東京チカラめし」のバーチャル店舗におけるライセンス契約を締結し、同社と加盟開発を進めており、今後、拡大を図ってまいります。

また、お客様の手に届ける事業である弁当等の中食事業や自社運営サイト「ひとま」(<https://hitoma-tuhan.com/> 旧名称：通販SHOP金の蔵)でのEC通販事業等は堅調に推移しており、今後も事業の拡大に努めてまいります。

ハ. 新規事業（水産事業）の確立と展開および新業態の開発

当社では従来の飲食事業にとどまらず、当社の持つ「価値ある食文化の提案」という企業理念をより一層深め、SDGsが掲げる理念のもと持続的な成長が期待できる新規事業を構築し、これを新たな収益の柱として育成いたします。

当社は、2020年9月に沼津我入道漁業協同組合との業務提携により水産事業を立ち上げ、同年12月に同漁協の組合員となりました。現在では、漁業者（漁協、漁師）や魚市場から直接仕入れることができるようになったことから、消費者に最も近い飲食店舗の運営者としての経験を活かして、「水産DXプラットフォーム」を構築することといたしました。すなわち、当社が魚市場で競る魚について、当社店舗向けのみならず同業他社の飲食店舗や小売店等BtoB向けに、ITコミュニケーションツールを通じて競りに参加できる、いわゆる「バーチャル競り」を基本機能として持ったシステムを構築してまいります。将来は、こうした「水産DXプラットフォーム」をBtoCの領域にまで拡大していき、漁業者の卸先、販売先の幅を広げていくことで、日本の漁業の再生に貢献できるものと考えております。当社は、沼津港でのこの取り組みを皮切りに全国の他の漁港での横展開を模索してまいります。

さらに、今後は、既存飲食事業において、当該水産事業とのシナジー効果が見込めることから、水産の6次産業化へ向けた新業態（飲食店舗）を開発し、展開する予定であります。

2022年6月期業績予想につきましては、現時点で新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業活動および経営成績に与える影響を合理的に見積もることが困難であることから未定としております。なお、今後合理的に見積もることが可能となった時点で速やかに開示いたします。

(2) 財産および損益の状況

| 区 分 | 第 42 期 (2018年 6 月期) | 第 43 期 (2019年 6 月期) | 第 44 期 (2020年 6 月期) | 第 45 期 (当事業年度) (2021年 6 月期) |
|--------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(百万円) | 12,464 | 10,701 | 7,391 | 2,102 |
| 経 常 損 失 (△)(百万円) | △424 | △975 | △1,998 | △1,426 |
| 当期純損失(△)(百万円) | △1,656 | △1,569 | △2,713 | △1,817 |
| 1 株 当 た り 当期純損失(△)(円) | △115.13 | △109.09 | △174.67 | △114.48 |
| 総 資 産(百万円) | 8,713 | 6,795 | 4,546 | 2,183 |
| 純 資 産(百万円) | 5,873 | 4,189 | 1,997 | 488 |

(4) 対処すべき課題

当社は、「総合居酒屋」への需要が近年減少傾向にあることから、前事業年度まで3期連続の営業損失を計上しております。また、当事業年度においては、この状況に加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした政府からの緊急事態宣言および各自治体からの営業時間短縮等の要請や3密を回避するお客様心理等の影響による売上高の減少、減損損失等の計上に伴い、営業損失17億47百万円、経常損失14億26百万円、当期純損失18億17百万円を計上し、自己資本比率は前事業年度末43.9%から当事業年度末22.0%に減少しております。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象が存在しておりますが、当事業年度末の資金残高の状況および今後の資金繰りを検討した結果、当面の事業活動の継続性に懸念はありません。加えて、以下に記載のとおり、当該事象を改善するための対応策を実施していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

① 収益改善施策の実施

現在、当社は短・中期的な事業構造改革を推し進めており、収益の改善を目指し次の施策に取り組んでおります。

イ. 不採算店舗の閉店

当社は、キャッシュの流出を防ぐことが当面の優先課題であると認識し、当事業年度において不採算店舗を39店舗閉店いたしました。本施策により、お客様からご支持いただける店舗（主に郊外店や「アカマル屋」「焼肉万里」等の特定業態）が、安定して利益を確保できる店舗として残り、これら店舗の顧客満足度を向上させていくことで、可及的速やかな営業収支の改善を進めてまいります。

なお、不採算店舗の整理は概ね完了しておりますが、事業構造改革の方針に沿って経営環境の変化を見極め、必要な店舗閉鎖はこれまで同様に積極的に行い、既存店舗のキャッシュ・フローの確保に努めます。

ロ. 低投資型郊外中小型店舗の出店およびノンアセット型ビジネスモデルの拡大

テレワークの定着や外出自粛等の影響から、お客様の消費行動の中心は都市部一極集中から郊外に分散されつつあり、この傾向は今後も続くものと想定されます。「アカマル屋」「焼肉万里」は、郊外に位置する中小型店舗であり、コロナ禍においても、お客様から一定の支持をいただいております。とりわけ「アカマル屋」は、低投資かつ高効率モデルのブランドであり、引き続きブランドの磨き上げを行い、慎重に商圈および立地条件を見極めたうえで出店してまいります。

また、大きな固定投資を伴わない官公庁や温浴施設等を中心とする飲食施設の運営受託事業への取り組みの結果、当事業年度末における直営実店舗数50店舗のうち運営受託店舗数は21店舗となりました。

さらに、「東京チカラめし」について、2021年4月に香港の飲食企業と香港における「東京チカラめし」の出店に関するライセンス契約を締結し、同年6月に1号店を出店いたしました。香港1号店は現地において連日行列ができる店舗となっており、予定を大幅に繰り上げ、2021年9月下旬に香港2号店を出店することとなりました。

ハ. 新規事業の確立と展開

当社は、事業構造を転換することおよびコロナ禍においても収益を確保できる事業ポートフォリオを構築することを目的として、飲食事業以外においても収益の柱を構築いたします。

当社は、2020年12月に沼津我入道漁業協同組合に加入し、組合員となったことから、当社既存直営店舗のみならず、他の外食事業者または小売事業者法人営業を行うとともに、一般消費者に鮮魚の移動販売を行うなどし、沼津で水揚げされた近海物の鮮魚や加工品等を販売する等実績を積み重ねてまいりました。今後、中間マージンを最小化した価格競争力と飲食事業で蓄積した食材調達力等をかけ合わせて、沼津の鮮魚や加工品等をブランディングしていくことで付加価値を高め、販路の拡大に努めてまいります。

当社は、実際に産地に入りこみ、地域の皆様（地元漁師や漁協その他水産事業者、地方自治体等）の役に立ち、還元していくという取り組みを行っており、これにより地域が再活性化していくことを目指しております。そうすることで、結果として、当社既存事業とのシナジー効果が最大化されるものと考え、水産事業における3次産業企業側からの6次産業化モデルの構築を進めております。

二. コストの削減

全社的な取り組みとして、前事業年度より引き続きコストの見直しおよび削減をより強力に進めてまいります。

主な取り組みといたしましては、ITシステムの入替によって業務の大幅な省力化を実現することで、人件費等をより一層極小化いたします。さらに本社費用の極小化等、様々な施策によりコストを削減いたします。

② 財務基盤の強化

イ. 資本注入

2021年5月に新株式（2021年6月14日3億円払込完了）および第4回新株予約権の発行決議を行いました。事業構造の改革を進め、IR活動の強化に積極的に取り組むことで新株予約権の行使を促進し資本注入を図ることで運転資金、新規出店資金、および新規事業資金等に充当してまいります。

ロ. 金融機関との関係強化

上記イ.に加え、前述した事業構造の改革について営業収支の改善効果が現れるには一定の時間を要することから、キャッシュ・ポジションの改善を図るため、2020年7月に政府が実施した新型コロナウイルス感染症特別貸付による調達を行い、さらに2021年6月に資本金劣後ローンへ借換えを行いました。資本金劣後ローンは、返済順位の劣後性により金融機関からは資本とみなされ財務の安定化が図られ、金融機関からの調達が促進されます。

今後も安定した運転資金を機動的に調達できることを目的として金融機関との関係強化に努めてまいります。

以上のように、当事業年度において進める構造改革の効果が経常的に見込まれることから、収益改善および財務基盤の強化が図られ、これによって安定的に営業収支が改善する見込みであります。

株主の皆様におかれましては、今後一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年6月30日現在)

当社は、串焼きと煮込みが名物の大衆酒場「アカマル屋」、肉問屋直送の厚切り肉が名物の「焼肉万里」等の各業態を柱とし、首都圏を中心に外食事業を展開しております。

(6) 主要な営業所等 (2021年6月30日現在)

本 店 東京都中央区
支 店 静岡県沼津市
店 舗 直営店29店舗 (東京都14店舗、神奈川県6店舗、千葉県1店舗、
埼玉県7店舗、静岡県1店舗)

(7) 従業員の状況 (2021年6月30日現在)

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 163名 | 109名減 | 41.0歳 | 7.4年 |

(注) 従業員数は、就業人員であります。また、上記の他に、当事業年度末日現在490名のアルバイトを雇用しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年6月30日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|--------|
| 株式会社商工組合中央金庫 | 200百万円 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2021年6月30日現在)

| | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 43,072,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 16,937,700株 |
| (3) 株主数 | 20,975名 |
| (4) 大株主 | |

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|----------------|------------|-------|
| 平林隆広 | 3,506,800株 | 20.7% |
| 有限会社神田コンサルティング | 1,530,000 | 9.0 |
| 平林実 | 1,432,500 | 8.4 |
| エスフーズ株式会社 | 1,422,900 | 8.4 |
| 株式会社T L F | 1,166,000 | 6.8 |
| 平林実人 | 1,048,000 | 6.1 |
| アサヒビール株式会社 | 623,500 | 3.6 |
| スターリング証券株式会社 | 329,700 | 1.9 |
| J P モルガン証券株式会社 | 86,100 | 0.5 |
| 宝酒造株式会社 | 77,100 | 0.4 |

(注) 1. 上記のほか、当社は自己株式を4,500株保有しております。また、上記持ち株比率は自己株式を控除して算出しております。

2. 2021年6月14日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式の総数は、1,111,200株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

第4回新株予約権

| | |
|--------------|---|
| 発行決議の日 | 2021年5月27日 |
| 新株予約権の総数 | 62,964個 |
| 新株予約権の発行価格 | 8,500,140円 (本新株予約権1個あたり135円) |
| 当該発行による潜在株式数 | 6,296,400株 (本新株予約権1個につき100株) 上限行使価格はありません。 下限行使価格は135円ですが、下限行使価格においても、潜在株式数は6,296,400株です。 |
| 行使価格 | 当初行使価額 270円 |
| 行使期間 | 2021年6月14日から2023年6月13日まで |

(注) 当事業年度末日 (2021年6月30日) における内容を記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 EV新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

- ① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の
監査業務に係る報酬等の額 43百万円
- ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利
益の合計額 43百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、監査計画の内容ならびに同業他社および同売上規模他社の会計監査人の報酬等の額に基づき、見積りを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬16百万円を支払っております。

(3) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項以外の非監査業務の内容
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合等には、監査役会が、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「行動基準」、「企業倫理綱領」、「コンプライアンス規程」、「役員コンプライアンス・マニュアル」等の内部統制構築の基礎となる各種規程・マニュアルを制定し、役員および全従業員の行動規範とし、実効性のある内部統制の構築を推進する。

- ② コンプライアンス対策の統括は取締役会で選任された、チーフ・コンプライアンス・オフィサーが担い、コンプライアンス・ホットラインおよび労務ホットラインの設置による情報提供制度を構築し、運用する。
- ③ 当社内部監査室は、当社グループの内部統制システムが有効に機能し、運営されているか調査し、整備方針・計画の実行状況を監視する。調査結果は、当社代表取締役社長に報告する。
- ④ 社外取締役制度を採用し、企業経営その他の経験が豊富な社外取締役が取締役会に加わることで、代表取締役を含む取締役会の牽制機能を図る。
- ⑤ 「行動基準」、「企業倫理綱領」および「反社会的勢力対応規程」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して妥協せず、反社会的な個人・グループ等からの不当、不法な要求には一切応じないことを宣言する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- ① 「文書管理規程」を徹底し、取締役の職務執行状況や取締役会議事録を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録して、適切に保存および管理（廃棄を含む）する。
- ② 取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 取締役は、法令および金融商品取引所の諸規則等に従い、開示すべき情報を適時かつ適正に開示する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスクマネジメント基本規程」を制定し、取締役および執行役員により主として構成されるリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループ全体の各種リスクを評価・分析し、発生したリスクを円滑に経営陣へ伝達する。
- ② 「危機管理規程」を制定し、地震、火災、風水害、および風評等の危機対策に加え、BSE、鳥インフルエンザその他の食の安全を脅かす予期せぬリスクの発生可能性を十分認識、警戒し、新たに生じた重大リスクについても「危機管理規程」に従い、社長が本部長、経営管理本部が事務局を務める危機対策本部を中心にすみやかに対応、対処する。
- ③ 食に携わる企業として、食品の安心と安全を確保する体制を整備することが最優先であると認識し、品質管理委員会を設置し、当社グループ全体の平時の食品衛生管理を徹底するとともに、万が一問題が発生したときは、直ちに適切な対応を行う。
- ④ 食の品質、安全、コンプライアンス、環境および情報セキュリティに係るリスク等について、「店舗マニュアル」、「コンプライアンス・マニュアル」および「情報管理規程」等を制定する。
- ⑤ ITの活用を図るとともに、システムリスクの発生等ITを利用することにより生ずる新たなリスクの発生に対応すべく、IT監査をはじめとする適切な管理体制とITコンティンジェンシープランの整備を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営計画を策定し、当社グループ全体の経営目標を設定する。また、中期経営計画は、外的環境や内部資源の変化に柔軟に対応するべく事業年度毎に見直しを行う。
- ② 中期経営計画に連動した年間行動計画を策定し、業績目標と予算を設定し、部門別および子会社別の予算管理と月例の業績報告により適切な対策を講じる。
- ③ 取締役会に付議すべき事項は、「取締役会規程」において定め、付議にあたっては、ビジネスジャッジメントルールに基づき、事前に議題に関する十分な資料が全取締役役に配布される体制を整備する。
- ④ 「取締役規程」、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」および「職務権限規程」において、業務執行の責任者、執行手続きを明確に定め、効率的な運用を図るとともに、重要な情報が適時かつ適切に関係者に伝達される仕組みを整備する。
- ⑤ 業界や取引先のITへの対応状況および社内のIT利用状況を理解し、内部統制におけるIT全般統制およびIT業務処理統制の方針を定め、その整備を行い、業務の効率化と財務報告の信頼性向上を図る。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社を含む業務プロセスの適切性について、金融商品取引法の要請を踏まえて策定される業務のフローチャートやリスクコントロールマトリクスを参考に「業務マニュアル」を策定し、業務内容の適切性についても定期的に見直す。
- ② 「関係会社管理規程」に基づき、子会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を整備するとともに、内部通報制度（コンプライアンス・ホットラインおよび労務ホットライン）の子会社への適用および当社の内部監査部門にて子会社への業務監査を実施する。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性および適正性を確保ならびに金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書を提出するために必要な体制の整備および運用を行い、その有効性を定期的に評価するとともに評価結果を取締役に報告する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて合理的な範囲で配置する。また、当該使用人の任命、異動および評価等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。
- ② 使用人は、監査役会の職務を補助するに際して、監査役会の指揮命令下で職務を遂行し、当該職務以外の業務を指示された場合にあっては監査役会の指示事項を優先的に処理する。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役会は、取締役および使用人が当社グループに重大な影響を及ぼす事項を監査役に直接報告することができる体制を構築する。また、当社グループの取締役および使用人は、監査役会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
- ② 報告の方法については、取締役と監査役の協議により決定する。
- ③ 取締役は、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインや労務ホットラインへの通報状況およびその内容を監査役にすみやかに報告する。
- ④ その他、監査役は自ら必要と考える社内会議に随時出席し、また必要と考える事項の報告を役職員へ要請することができ、要請を受けた役職員は誠実かつ正直な報告が義務付けられる。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役会に前項の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

(10) 監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除いて、すみやかに当該費用または債務を処理する。

(11) その他の監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役との間で、定期的な意見交換会を実施する。
- ② 監査役会に対して、専門の弁護士や公認会計士から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- ③ 監査役が、取締役会を含む社内的重要な会議に出席し、また、社内各部門および各店舗を直接監査、さらには必要に応じて内部監査室に指揮命令を行うことにより、監査の実効性を高める。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、社会に存立する企業として、その社会的使命を自覚するとともに、高い倫理観を保持し、社会的な良識に従って行動し、社会の発展とお客様の生活向上に貢献するという「企業倫理綱領」の目的を達成するためにも、「行動基準」および「反社会的勢力対応規程」において、反社会的な個人やグループ等からの不当、不法な要求には一切応じないことを宣言する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期は、法令違反・不正行為等の早期発見およびそれらを未然に防止し、的確な管理・対応の方法を検討することで改善につなげ、リスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的発展を確保していくことを目的とし、「リスクマネジメント委員会」を開催いたしました。

また、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とし、「コンプライアンス・ホットライン」を当社指定の法律事務所に設置し、従業員からの法令等の違反に関する通報を受け付けております。

さらに、働きやすい環境作りを目的とし、「労務ホットライン」を当社指定の社会保険労務士事務所に設置することにより、就業環境の変化にすみやかに対応できる体制を整備しております。なお、通報のあった事項につきましては、適切な対応ならびに監査役への報告を定期的に行っております。

その他、主な運用状況については以下のとおりです。

(1) 重要な会議の状況

当期における取締役会は17回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性を高めるため、社外取締役が常時出席しました。

(2) 監査役の職務の執行について

- ① 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社の代表取締役と適宜意見の交換を実施しております。
- ② 監査役は、内部監査室との間で、監査の結果等について積極的な連携を図れるよう、定期報告を行っております。

(3) 内部監査の実施について

内部監査計画に基づき、組織監査、業務監査、会計監査、関係会社監査および店舗監査を実施しております。

(4) 反社会的勢力排除について

当期においては、前期より継続して取引先との契約書に反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、新規取引先に対しては反社会的勢力への該当の有無を調査する等、徹底的に反社会的勢力の排除に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|-------|------------------|--------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 1,315 | 流動負債 | 798 |
| 現金及び預金 | 922 | 買掛金 | 55 |
| 売掛金 | 35 | 未払金 | 247 |
| 原材料 | 20 | 未払費用 | 235 |
| 貯蔵品 | 12 | 未払法人税等 | 5 |
| 前払費用 | 84 | 前受金 | 5 |
| 未収入金 | 39 | 預り金 | 123 |
| 未収消費税等 | 142 | 前受収益 | 106 |
| その他 | 57 | 資産除去債務 | 15 |
| 固定資産 | 867 | その他 | 2 |
| 投資その他の資産 | 867 | 固定負債 | 895 |
| 関係会社株式 | 33 | 長期借入金 | 200 |
| 出資金 | 0 | 退職給付引当金 | 114 |
| 差入保証金 | 814 | 資産除去債務 | 157 |
| 長期前払費用 | 11 | 長期前受収益 | 169 |
| その他 | 8 | 預り保証金 | 166 |
| 貸倒引当金 | △0 | その他 | 88 |
| | | 負債合計 | 1,694 |
| | | 純 資 産 の 部 | |
| | | 株主資本 | 479 |
| | | 資本金 | 50 |
| | | 資本剰余金 | 3,162 |
| | | その他資本剰余金 | 3,162 |
| | | 利益剰余金 | △2,732 |
| | | 利益準備金 | 0 |
| | | その他利益剰余金 | △2,732 |
| | | 繰越利益剰余金 | △2,732 |
| | | 新株予約権 | 8 |
| | | 純資産合計 | 488 |
| 資産合計 | 2,183 | 負債・純資産合計 | 2,183 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------------|-----|--------|
| 売 上 高 | | 2,102 |
| 売 上 原 価 | | 637 |
| 売 上 総 利 益 | | 1,465 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 3,212 |
| 営 業 損 失 | | △1,747 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 0 | |
| 受 取 賃 貸 料 | 1 | |
| 受 取 保 険 金 | 2 | |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益 | 6 | |
| 協 賛 金 収 入 | 5 | |
| 助 成 金 収 入 | 304 | |
| 雑 収 入 | 10 | 330 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 2 | |
| 賃 貸 費 用 | 0 | |
| 株 式 交 付 費 | 5 | |
| 雑 損 失 | 0 | 9 |
| 経 常 損 失 | | △1,426 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 106 | 106 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 0 | |
| 店 舗 閉 鎖 損 失 | 192 | |
| 減 損 損 失 | 300 | 492 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 | | △1,812 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 5 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △1 | 4 |
| 当 期 純 損 失 | | △1,817 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | 株主資本 合 計 |
|---------------------------------|---------|-----------|----------|--------------|-----------|---------------------------|--------------|-------------|
| | 資本金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金 合 計 | 利益準備金 | そ の 他 利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金 合 計 | |
| 2020年7月1日残高 | 2,912 | 2,438 | - | 2,438 | 0 | △3,354 | △3,353 | 1,997 |
| 当事業年度中の変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 300 | | | - | | | - | 300 |
| 減 資 | △3,162 | | 3,162 | 3,162 | | | - | - |
| 欠 損 補 填 | | △2,438 | | △2,438 | | 2,438 | 2,438 | - |
| 当期純損失(△) | | | | - | | △1,817 | △1,817 | △1,817 |
| 株主資本以外 の項目の 当期変動額 (純額) | | | | - | | - | - | - |
| 当事業年度中の変動額合計 | △2,862 | △2,438 | 3,162 | 723 | - | 621 | 621 | △1,517 |
| 2021年6月30日残高 | 50 | - | 3,162 | 3,162 | 0 | △2,732 | △2,732 | 479 |

| | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------------------|-------|--------|
| 2020年7月1日残高 | - | 1,997 |
| 当事業年度中の変動額 | | |
| 新株の発行 | | 300 |
| 減 資 | | - |
| 欠 損 補 填 | | - |
| 当期純損失(△) | | △1,817 |
| 株主資本以外 の項目の 当期変動額 (純額) | 8 | 8 |
| 当事業年度中の変動額合計 | 8 | △1,508 |
| 2021年6月30日残高 | 8 | 488 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式…………… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

原材料…………… 最終仕入原価法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品…………… 最終仕入原価法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定率法（1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）および2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物は定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～18年

工具、器具備品 3～10年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理することとしております。

(5) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(6) 消費税等の会計処理について

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

（貸借対照表）

前事業年度において「流動資産」の「未収入金」に含めておりました「未収消費税等」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することといたしました。なお、前事業年度の「未収消費税等」は29百万円であります。

前事業年度において「固定負債」の「その他」に含めておりました「預り保証金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することといたしました。なお、前事業年度の「預り保証金」は148百万円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

| | |
|--------|--------|
| 有形固定資産 | 一百万円 |
| 無形固定資産 | 一百万円 |
| 減損損失 | 300百万円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各店舗等をグルーピングしております。また、本社については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。

当社は、営業損益が継続してマイナスとなっていることから、共用資産を含む全社単位で減損の兆候があると認められ、帳簿価額と回収可能価額を比較し、減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により算定しております。正味売却価額については、主に不動産鑑定評価額に基づき算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを割り引いて算出しております。

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した外食需要の回復見通しであります。当該感染症の影響を正確に見通すことは困難であります。現時点で入手可能な情報や予測に基づき、2021年12月頃まで当該感染症の影響は一定程度残るものと仮定しております。

割引前将来キャッシュ・フローの算出は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、当該感染症の影響は見積りの不確実性が高く、正確に予測することが困難な状況であるため、当該感染症の影響が長期化した場合など仮定の見直しが必要となった場合には、翌事業年度において減損損失が発生する可能性があります。

4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響)

新型コロナウイルス感染症の影響を正確に見通すことは困難であります。現時点で入手可能な情報や予測に基づき、2021年12月頃まで当該感染症の影響は一定程度残るものと仮定し、継続企業の前提の検討、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、収束時期及び経営環境への影響等が変化した場合には、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

| | |
|--------------------|--------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 907百万円 |
| (2) 関係会社に対する長期金銭債権 | 7百万円 |

6. 損益計算書に関する注記

| | |
|---------------|-------|
| (1) 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 販売費及び一般管理費 | 17百万円 |

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

| 用途 | 場所 | 種類 | 減損損失 |
|-----|---------|-----|------|
| 店舗等 | 東京都新宿区他 | 建物等 | 300 |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各店舗等をグルーピングしております。また、本社については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。

当社は、営業損益が継続してマイナスとなっていることから、共用資産を含む全社単位で減損の兆候があると認められ、帳簿価額と回収可能価額を比較し、減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その種類ごとの内訳は、建物169百万円、工具・器具備品62百万円、建設仮勘定12百万円、ソフトウェア24百万円、差入保証金28百万円、その他3百万円であります。

また、回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により算定しております。正味売却価額については、主に不動産鑑定評価額に基づき算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを割り引いて算出しております。なお、当事業年度は固定資産の帳簿価額の全額を減損処理しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

| | | |
|--|------|-------------|
| (1) 当事業年度の末日における発行済株式総数 | 普通株式 | 16,937,700株 |
| (2) 当事業年度の末日における当社が発行している 新株予約権の目的となる株式の数 | 普通株式 | 6,296,400株 |

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | | |
|-----------|--|-----------|
| 繰延税金資産 | | |
| 減損損失 | | 322百万円 |
| 繰越欠損金 | | 4,433百万円 |
| その他 | | 220百万円 |
| 繰延税金資産小計 | | 4,976百万円 |
| 評価性引当額 | | △4,976百万円 |
| 繰延税金資産合計 | | -百万円 |
| 繰延税金負債 | | -百万円 |
| 繰延税金負債合計 | | -百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | | -百万円 |

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

当社は、2021年6月30日付で資本金を50百万円に減資したことにより、法人事業税の外形標準課税が不適用となりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を30.7%から33.6%に変更しております。

この税率変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資金運用は、短期的な預金や安全性の高い金融資産に限定し、資金調達は、銀行等金融機関からの借入による方針であります。なお、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金、未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

未払費用、預り金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、弁済日は決算日後5年後であります。

預り保証金は、そのほとんどが1年超の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等によるリスク）の管理

売掛金、未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、差入保証金については、取引開始時に信用判定を行うとともに契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

② 流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

資金担当部門が資金繰表を作成するとともに、手許資金と当座貸越契約により、適切な手許流動性を確保することで流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項

2021年6月30日における貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|---------------|----------|-------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 922 | 922 | — |
| (2) 売掛金 | 35 | 35 | — |
| (3) 未収入金 | 39 | 39 | — |
| (4) 差入保証金(*1) | 814 | 813 | △0 |
| 貸倒引当金(*2) | △0 | △0 | — |
| | 814 | 813 | △0 |
| 資産計 | 1,811 | 1,810 | △0 |
| (5) 買掛金 | 55 | 55 | — |
| (6) 未払金 | 247 | 247 | — |
| (7) 未払費用 | 235 | 235 | — |
| (8) 預り金 | 123 | 123 | — |
| (9) 長期借入金 | 200 | 200 | — |
| (10) 預り保証金 | 166 | 166 | — |
| 負債計 | 1,029 | 1,029 | — |

(*1) 差入保証金は、将来返還されない金額を控除しております。

(*2) 差入保証金に対する貸倒引当金を控除して記載しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらの大半は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、合理的に見積もった支払予定時期に基づき、元利金の合計額を、決算日現在の国債利率で割引いて算定しております。

負債

(5) 買掛金、(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 預り金

これらの大半は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金、(10) 預り保証金

これらの時価については、国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注)2. 関係会社株式に計上されている非上場株式(貸借対照表計上額33百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

10. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、東京都において、賃貸用の土地建物を有しておりましたが、経営資源の有効活用と財務体質の強化を図るため、2020年7月に当該不動産を売却いたしました。2021年6月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1百万円(賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額および当事業年度における主な変動並びに決算日における時価および当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| 貸借対照表計上額 | | | 決算日における時価 |
|-----------|----------|----------|-----------|
| 当事業年度期首残高 | 当事業年度増減額 | 当事業年度末残高 | |
| 223 | △223 | — | — |

(注) 主な変動

当事業年度増減額のうち、減少額は売却によるものであり固定資産売却益は99百万円であります。

11. 持分法損益等の状況に関する注記

該当事項はありません。

12. 資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を取得から4年～15年と見積り、割引率は0.0%～1.6%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|-----------------|----------------|
| 期首残高 | 637百万円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 65百万円 |
| 見積りの変更による増加額（注） | 24百万円 |
| 時の経過による調整額 | 0百万円 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | <u>△554百万円</u> |
| 期末残高 | 173百万円 |

(注) 当事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を超過する見込みであることが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務に24百万円加算しております。

13. 関連当事者との取引に関する注記

役員および個人主要株主等

| 種類 | 氏名又は会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|------------------------------|---------------|--------|----------|-----------|----------------|-----------|----------------------|--------|-------|------|
| 役員 | 平林隆広 | 東京都新宿区 | — | 当社取締役会長 | 直接 20.70% | 当社取締役会長 | 第三者割当増資の引受 (注) 1. | 200百万円 | — | — |
| 役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | (有)神田コンサルティング | 東京都中央区 | 9百万円 | 資産管理会社 | 直接 9.03% | 株主 | 新株予約権の引受 (注) 2. | 4百万円 | 新株予約権 | 4百万円 |

上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 発行価格は、当該第三者割当増資にかかる取締役会決議の前営業日である2021年5月26日の東京証券取引所における当社株式の終値270円といたしました。
2. 発行価格は、当該第三者割当増資にかかる取締役会決議の前営業日である2021年5月26日の東京証券取引所における終値を評価基準日として、第三者機関により新株予約権の公正価値として算定した135円といたしました。

14. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 28円33銭
- (2) 1株当たり当期純損失 △114円48銭

15. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

以上

会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月26日

株式会社三光マーケティングフーズ

取締役会 御 中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

跡部尚志

Ⓔ

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

葛貫誠司

Ⓔ

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三光マーケティングフーズの2020年7月1日から2021年6月30日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、2021年12月頃まで新型コロナウイルス感染症の影響は一定程度残るものと仮定し、継続企業の前提の検討、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室、その他使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月27日

| | |
|------------------|----------|
| 株式会社三光マーケティングフーズ | 監査役会 |
| 常勤社外監査役 | 平野 雅 昭 ㊟ |
| 社外監査役 | 三村 藤 明 ㊟ |
| 社外監査役 | 山下 貴 ㊟ |

以 上